

1 背景及び趣旨

小規模企業振興法が平成26年に制定され、地方自治体においても小規模事業の振興に関する施策の策定と実施が責務として明記されました。

琴浦町においても、町内事業所の97.3%が中小企業又は小規模企業という現状にあって、社会情勢の変化や高齢化、人口減少などの課題を抱える中、中小・小規模事業の振興を明確に位置づけるとともに、町や商工会、関係機関などの役割を定めた条例の制定を次のとおり進めています。

2 条例の位置づけ

この条例は、中小企業・小規模企業の振興を目的として、その達成に向けて町や事業者、関係機関、町民などが一体となって取り組んでいくための基本理念や基本方針などについて、理念条例として定めようとするものです。

3 条例の検討について

(1) 第1回検討会

ア 開催日 平成30年11月13日

イ 出席者 琴浦町商工会(会長・副会長・事務局長)、琴浦町(副町長・総務課・商工観光課)

ウ 内容 条例制定に係る基本的な考え方について

(2) 第2回検討会(予定)

ア 開催日 平成30年12月26日

イ 出席者 琴浦町商工会・琴浦町・金融機関・教育機関

ウ 内容 条例案・基本計画骨子などについて

4 条例の概要

(1) 中小・小規模事業振興の基本理念

企業が地域の経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしていることを基本的認識とし、企業振興を総合的に推進する。

(2) 基本計画の策定

企業の振興に関する施策の推進のため、基本計画を策定する。

(3) 町が行う基本的施策

ア 経営安定や経営基盤整備

イ 人材育成や確保、雇用安定

ウ 事業承継の促進

エ 新事業の創出や起業支援

オ その他

(4) 町・企業・関係機関等の役割

ア 町は町内企業の振興施策を実施するとともに、受注機会の増大に努める。

イ 企業は経営の改善や雇用環境の整備等とあわせ、地域社会への貢献に努める。

- ウ 商工会は企業振興に関する施策への協力に努める。
 - エ 金融機関や教育機関は町の施策などへの協力に努める。
- (5) 町民の理解と協力
- 町民は、企業が地域経済や雇用など生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、製品等の利用を通じて協力に努める。



5 今後の予定

- | | |
|-------------|-------------|
| 平成 31 年 1 月 | 条例案作成、議会報告 |
| 平成 31 年 2 月 | パブリックコメント実施 |
| 平成 31 年 3 月 | 条例案上程 |